

不妊・不育症治療等について

■不妊治療・不育症治療費を助成します

少子化対策の一つとして、不妊治療や不育症治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療および検査に要した費用の一部を助成しています。令和4年4月1日より一般不妊治療、特定不妊治療が保険適用になりました。そのため、助成額や助成回数は令和4年度から次のとおりとなっています。

助成対象◆次の要件をすべて満たす方(⑤は「特定不妊治療」の場合のみ)

- ①申請日の1年以上前から美郷町に住所を有し、今後も在住予定である(仕事の都合等で、夫婦のどちらかが町外に住所を有している場合はご相談ください)
- ②医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたことがあること
- ③医療保険各法(国保や社保など)の被保険者であること(本人や家族など)
- ④町税等の滞納がないこと
- ⑤秋田県特定不妊治療助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること

助成金額◆

【一般不妊治療】治療1回につき9万円以内

【特定不妊治療】治療1回につき3万円以内

※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成します。

※特定不妊治療の秋田県からの助成額については、秋田県仙北地域振興局福祉環境部(☎0187(63)3404)へお問い合わせください。

【不育症治療】治療1回につき15万円以内

申請方法◆年度末は申請が混み合います。事前に下記へ連絡の上、窓口で申請してください。

申請期限◆3月29日(金)

申請書類◆

- ①美郷町不妊治療・不育症治療費補助金申請書
- ②夫婦の住民票(3カ月以内のもの、写しでも可)
- ③夫婦の保険証の写し
- ④治療費の領収書、明細書の写し
- ⑤助成金の振込口座番号(通帳の写し) ⑥印鑑
- ⑦【不妊治療】一般または特定不妊治療受診等証明書

※特定不妊治療の場合は下記の書類も必要です。

- ・県特定不妊治療費助成事業承認決定通知の写し
- ・県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ・県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書の写し(指定医療機関の指示により他の医療機関を受診した場合)

【不育症治療】不育症治療実施医療機関証明書

※初回申請時に限り、戸籍謄本の提出が必要です(県の助成事業対象者は不要)。

■不妊・不育症などを含めた女性の健康に関する相談窓口があります

秋田大学医学部附属病院産婦人科外来内に「こころとからだの相談室 不妊専門相談センター」が設置されています。こちらでは、不妊治療、不育症治療などデリケートな相談に関して、専門家が電話や面接で相談に応じてくれます。

●妊娠・不妊・不育に関すること(電話相談)

☎018(884)6234

相談◆月・金曜日 午後1時～午後2時
(祝日、年末年始を除く)

●不妊・不育に関する検査や治療、費用などについての相談(面接相談 予約制) ☎018(884)6666

予約◆月～金曜日 午前9時～午後5時

相談◆月・金曜日 午後2時～午後4時

(どちらも祝日、年末年始を除く)

●心理的な相談(面接相談 予約制) ☎018(884)6666

予約◆月～金曜日 午前9時～午後5時

相談◆第1・第3水曜日 午後2時～午後4時

申・問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

修学のために転出する学生用の国民健康保険証(マル学保険証)について

美郷町の国民健康保険(国保)に加入している方が、大学などへ修学するために町外に転出するときは、学生用の国民健康保険証(マル学保険証)を交付します。

マル学保険証の交付には手続きが必要です。右記に記載する手続きに必要なものをご持参の上、町福祉保健課の窓口までお越しください。

「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中に転居した、氏名が変わった場合は下記へご連絡ください。

■手続きに必要なもの

初めてマル学保険証の交付を受けるとき

- ・国保の保険証 ・在学証明書
- ・窓口に来る方の本人確認書類
(マイナンバーカード、免許証など)

マル学保険証を更新するとき

- ・マル学保険証
- ・新年度の在学証明書または学生証の写しなど
※編入などで学校が変わった場合は、編入先の在学証明書が必要です。
- ・窓口に来る方の本人確認書類
(マイナンバーカード、免許証など)

※毎年更新手続きが必要です。マル学保険証の交付を受けている方には、更新手続きに関する通知を3月下旬に送付します。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

「第3期美郷町障害者計画」「第7期美郷町障害福祉計画」 「第3期美郷町障害児福祉計画」(素案)に ご意見(パブリックコメント)をお寄せください

障害者基本法に基づく基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画である「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に策定します。障害者計画の期間は令和6年度から6年間としています。障害福祉計画および障害児福祉計画においては、国が示している令和8年度までの基本指針、目標値などに合わせて3年間としています。これらの計画を策定するにあたり、次のとおり意見等を募集しますので、ぜひご意見をお寄せください。

名 称◆第3期美郷町障害者計画・第7期美郷町障害福祉計画・第3期美郷町障害児福祉計画(素案)

募集期間◆3月1日(金)～3月8日(金) 必着

閲覧方法◆①町福祉保健課
②六郷・仙南各出張所
③町ホームページ

※①②は平日の午前8時30分から午後5時15分まで(②は月曜日休館)

提出方法◆備え付けの用紙に記入し窓口へ提出、または郵便、FAX、メールのいずれか

留意事項◆いずれの提出にあたっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

意見公表

提出していただいた意見については、町の考え方を付して内容を公開します。その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理した上でまとめて公表することがあります。また、素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことのみ公表します。

提出先◆〒019-1541美郷町土崎字上野乙170-10
美郷町役場 福祉保健課 福祉班
FAX 0187(85)2107

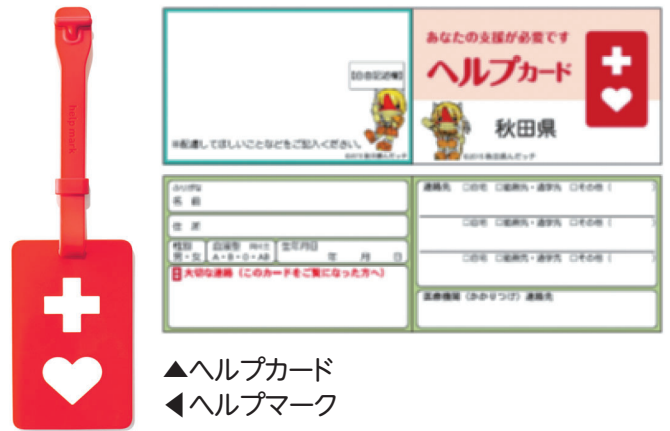
✉ fukushi@town.misato.akita.jp

ヘルプマーク・ヘルプカードを知っていますか？

援助や配慮を必要としていることが、外見からはわからない障害のある方などに「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を配布しています。このマークやカードを身に付けている方を見かけたときは、思いやりのある行動をお願いします。「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布を希望される方は下記へお問い合わせください。

配布対象者◆・義足や人工関節を使用している方
・心臓疾患などの内部障害や難病の方
・発達障害など援助や配慮を必要としている方など
※障害者手帳の有無は問いません。

配布場所◆町福祉保健課



▲ヘルプカード
◀ヘルプマーク

4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある方への**合理的配慮の提供が義務化**されます。

合理的配慮の提供にあたっては、社会的障壁を取り除くために必要な対応について、障害のある方と事業者などが話し合い、共に対応案を検討していくことが重要です。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務⇒ 義務

■「不当な差別的取扱い」とは

障害のある方に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否すること、場所や時間帯を制限すること、障害のない方に対しては付けない条件を付けるなどすることをいいます。

■「合理的配慮の提供」とは

行政機関等と事業者が、その事務・事業を行うにあたり、障害のある方から「社会的障壁を取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることをいいます。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907